

■令和3年度 子育て世帯等臨時特別支援事業

子育て世帯への臨時特別給付金 【概要】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(R3.11.19 閣議決定)

「子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

「子育て世帯への臨時特別給付金(5万円相当のクーポン給付)」に係るQ&A(暫定版)について (R3.12.15付、内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室事務連絡)

- ・給付方法は、①現金10万円一括給付 ②現金5万円の2回給付 ③現金5万円とクーポン5万円分給付で、選択は自治体の判断。
- ・追加5万円相当を現金給付とする場合、条件、審査、可否の判断をすることはない。
- ・10万円現金一括給付する場合の贈与契約成立の意思確認は、先行分の意思確認により追加分受給の意思確認できたものと自治体が判断すれば、再度確認を求めない。
- ・補正予算成立前や支給要領発出前に給付が行われた場合でも、事後に自治体に補助金を交付する。
- ・自治体の予算措置は、追加議案、臨時議会、専決処分が考えられる。

【対象児童】 18歳以下の子ども：平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した子ども及び令和4年4月1日に出生した子ども

【対象人数】 中学生以下 7,911人(4,011世帯)
高校生世代 1,204人(670世帯)
計 9,115人(4,681世帯) ※見込

【千曲市の給付対応】 対象児童1人につき現金10万円一括給付 所得制限有

スケジュール	0～15歳 (児童手当受給対象児童)	高校生のみ世帯・公務員世帯
給付のお知らせ送付	12月10日(金) 12月21日(火)	—
給付申請書送付	—	12月23日(木)
予算措置	補正8号議決(12/16) 補正9号専決(12/20)	補正8号議決(12/16) 補正9号専決(12/20)
申請内容確認・ 口座情報等入力開始	—	12月24日(金) ※以降、受付・入力
支給日	12月24日(金)	1月19日(水) ※以降、毎週水曜日に支給

・12月1日以降出生届提出の新生児は、出生届提出時に給付金申請し、随時支給。